

早期退職に係る募集実施要項

平成27年4月13日
環境大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

環境省（原子力規制庁を除く。）に勤務する者のうち、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級相当以上の適用を受ける職員で、平成27年4月30日に「勤続20年以上」かつ「50歳から59歳まで」の者（注1参照）

2. 募集人数

14名

3. 募集の期間

平成27年4月13日（月）午前10時から
平成27年4月30日（木）正午まで

4. 退職すべき期日

平成27年4月20日（月）から
平成27年4月30日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メールまたは書面にて提出する
 - 電子メール受付先 E-mail : ██████████
 - 書面受付先：環境省大臣官房秘書課 ██████████

- ② 申請内容を検討の上、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成 27 年 4 月 30 日（木）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注 2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する問合せ先

○環境省大臣官房秘書課 [REDACTED]

電話： [REDACTED]
[REDACTED]

○参考 URL：総務省 HP 国家公務員の給与・退職手当について

<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/jinji_c.html>

（注 1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成 27 年 4 月 30 日（退職すべき期日の末日）までに定年に達する職員
- （4）平成 27 年 4 月 13 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 4 月 13 日から平成 27 年 4 月 30 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注 2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

平成27年6月5日
環境大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

環境省（原子力規制庁を除く。）に勤務する者のうち、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級相当以上（研究職俸給表5級）の適用を受ける職員で、平成27年6月30日に「勤続20年以上」かつ「50歳から59歳まで」の者（注1参照）

2. 募集人数

12名

3. 募集の期間（約3週間）

平成27年6月1日（月）午前10時から
平成27年6月30日（火）正午まで

※ 応募者数が募集人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

平成27年6月1日（月）から
平成27年7月1日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メールまたは持参、郵送にて提出する
- 電子メール受付先 E-mail : XXXXXXXXXX

○書面受付先：環境省大臣官房秘書課

- ② 申請内容を検討の上、認定又は不認定の通知書を交付する
※応募申請書の受理から2週間以内を目途に通知する予定
※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する問合せ先

○環境省大臣官房秘書課

電話：

○参考 URL：内閣官房内閣人事局 HP 早期退職募集制度について

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_c3-1.html>

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年7月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- （4）平成27年6月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年6月1日から平成27年6月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

平成27年8月1日
環境大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

環境省（原子力規制庁を除く。）に勤務する者のうち、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）7級以上、研究職俸給表5級以上の適用を受ける職員で、平成27年9月30日に「勤続20年以上」かつ「50歳から59歳まで」の者（注1参照）

2. 募集人数

11名

3. 募集の期間（2ヶ月間）

平成27年8月1日（土）午前10時から
平成27年9月30日（水）正午まで

※ 応募者数が募集人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

平成27年8月1日（土）から
平成27年10月1日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メールまたは持参、郵送（必着）にて提出する

- 電子メール受付先 E-mail : [REDACTED]
- 書面受付先：環境省大臣官房秘書課 [REDACTED]

- ② 申請内容を検討の上、認定又は不認定の通知書を交付する
※応募申請書の受理から2週間以内を目途に通知する予定
※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する問合せ先

- 環境省大臣官房秘書課 [REDACTED]
電話： [REDACTED]
[REDACTED]

○参考 URL：内閣官房内閣人事局 HP 早期退職募集制度について
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_c3-1.html>

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年9月30日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- （4）平成27年8月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年8月1日から平成27年9月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

平成28年2月1日
環境大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

環境省（原子力規制庁を除く。）に勤務する者のうち、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）7級以上、研究職俸給表5級以上の適用を受ける職員で、平成28年3月31日に「勤続20年以上」かつ「50歳から59歳まで」の者（注1参照）

2. 募集人数

9名

3. 募集の期間（2ヶ月間）

平成28年2月1日（月）午前10時から
平成28年3月31日（木）正午まで

※ 応募者数が募集人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

平成28年2月1日（月）から
平成28年3月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メールまたは持参、郵送（必着）にて提出する

- 電子メール受付先 E-mail : [REDACTED]
- 書面受付先：環境省大臣官房秘書課 [REDACTED]

- ② 申請内容を検討の上、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※応募申請書の受理から2週間以内を目途に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する問合せ先

- 環境省大臣官房秘書課 [REDACTED]
 - 電話： [REDACTED]

○参考 URL：内閣官房内閣人事局 HP 早期退職募集制度について
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_c3-1.html>

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成28年3月31日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- （4）平成28年2月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年2月1日から平成28年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合